

順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科
博士前期課程科目等履修生規程

(平成 14 年 4 月 1 日 規第平 13-16 号)

(目 的)

第 1 条 この規程は、順天堂大学（以下「本学」という。）大学院学則（昭和 34 年規程第 34-1 号）第 29 条の 3 及びスポーツ健康科学研究科規程第 4 条の規定に基づき、スポーツ健康科学研究科（以下「本研究科」という。）博士前期課程における科目等履修生（以下「履修生」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 52 条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 68 条の 2 第 3 項により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院が学校教育法第 52 条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状取得を目的とする履修生は、原則として本学スポーツ健康科学部卒業生とする。

(出願手続)

第 3 条 履修生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（本研究科所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書
- (5) 履修科目計画書
- (6) その他必要と認める書類

(出願の期間)

第 4 条 出願期間は、入学を希望する時期により、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 前期 前年度の 2 月 1 日から 2 月末日まで
- (2) 後期 当該年度の 8 月 1 日から 8 月末日まで

(入学者の選考)

第 5 条 入学者の選考は、教務委員長等において書類審査及び面接結果を総合的に判定して行い、本研究科研究科委員会の議を経て、学長が合否を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第6条 合格の通知を受けた者は、所定期日までに本研究科所定の書類を提出し、入学金及び授業料を前納しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学時期)

第7条 履修生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(履修期間)

第8条 履修期間は、1年間(履修を許可された授業科目の開講期間)とする。

(単位の授与)

第9条 履修を許可された授業科目について、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修生として修得できる単位は、10単位を上限とする。

(単位取得証明書)

第10条 履修生の単位は、その請求により単位取得証明書を交付する。

(検定料、入学金及び授業料)

第11条 入学検定料、入学金及び授業料は次に定める額とする。

(1) 入学検定料 30,000円

(2) 入 学 金 50,000円(但し、卒業生は半額)

(3) 授 業 料 1単位につき 20,000円

2 一旦納付された入学検定料、入学金及び授業料は、一切返還しない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、大学院学則を準用するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長に諮り、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。